

# 大津市立保育園 保育所評価シート 【伊香立保育園】

○「福祉サービス第三者評価基準」の「評価の着眼点」・「評価基準の考え方と評価の留意点」を参考に評価を行ってください。  
 ○保育記録や保育者による自己評価の結果を踏まえ、全職員による共通理解の下で評価を行ってください。  
 ○この評価作業を通して、自園の保育で大切にしていることや目指していること、良さ、特色等について、職員間で共通理解を図ります。  
 ○現状と課題を踏まえて今後どのような保育を目指すのか、改善と充実に向けた見通しや具体的方策・役割分担・職員体制を確認します。  
 ● 評価の方法  
 ①評価の着眼点について、チェック欄のドロップダウンから●・✖のいずれかを選択してください。  
 ②自己評価結果は、評価の着眼点について●が100%でa、50%以上でb、50%未満はcを目安に評価ください。  
 ③【判断した理由・特記事項等】を「【判断した理由・特記事項等】欄」にご記入ください。

## I 保育の基本方針

### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 保育理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果	● ✖	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
1 ① 園の保育理念や基本方針が明文化され、保護者や関係者への周知を図っている。	a	●	ア 園の保育理念や基本方針は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を踏襲している。
【判断した理由・特記事項等】 市が作成している大津市立保育園ホームページに、園の保育理念や基本方針が記載されている。また園独自の「令和4年度保育テーマ」や「めざす人間像」などの保育目標を「保育のまとめ」や「入園のしおり」などに記載し保護者や地域へ周知している。保護者へは行事のお便りや各種チラシなどを通じて、園の保育理念や基本方針などの周知に努めている。職員へは毎月開催する職員会議や保育会議等の各種会議の際に周知を図っている。	a	●	イ 園の保育理念や基本方針は、保育所保育指針の内容を理解し、それに準拠している。
		●	ウ 園の保育理念や基本方針は、大津の保育理念や基本方針に基づいている。
		●	エ 園の保育理念や基本方針を園の概要や発行文書、ホームページ等に記載し、周知している。
		●	オ 園の保育理念や基本方針は、会議や学習会での説明・協議等を通じて、職員への周知が図られている。
		●	カ 入園のしおりや説明会資料等を工夫し、園の保育理念や基本方針について保護者等にわかりやすく説明する機会を設け、周知を図っている。
		●	キ 園の保育理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的に周知に努めている。

## II 組織の運営管理

### II-1 各職員の役割と責任の明確性

II-1-(1) 職員の役割と責任が明確になっている。	第三者 評価結果	● ✖	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
2 ① 職員一人一人の役割と責任が明確になっており、職員がそれを理解して業務を遂行している。	a	●	ア 保育の目標が達成されるよう、職務分掌(各人が行うべき役割・責任の範囲)が明確になっており、文書化するとともに、会議において職員に表明し周知を図っている。
【判断した理由・特記事項等】 職員の役割や責任を明確にするため「事務分担表」を策定して、年度初めの会議などで職員へ周知していることが会議録から確認できた。また、事務所内に掲示もしている。会議に出席できない職員は会議録や職員ノートで確認している。人事評価(代表保育士が面談)の仕組みがあり、職員の意見を聞き取っている。その内容を踏まえ園長が面談で意向を聞いている。	a	●	イ 職員一人一人が、園の保育理念や基本方針を正しく理解し、同じ方向性を目指して、職員が協力して取り組んでいる。
		●	ウ 定期的かつ必要に応じて保育についての会議を開催し、職員間のコミュニケーションが活発に行われている。
		●	エ 職員一人一人の意見が尊重され、気づいたことや意見を率直に出し合える職場風土がつけられている。
		●	オ 有事(災害、事故等)の際には、迅速に上司への報告がなされ、園全体が組織的に解決に向かって協力し合える。

### II-2 法令遵守

II-2-(1) 職員が法令を遵守している。	第三者 評価結果	● ✖	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
3 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	●	ア 保育を実施するにあたって遵守すべき法令等を十分に理解している。
【判断した理由・特記事項等】 園運営上に必要な法令等については、適宜チーフ会議などで確認、周知している。災害・事故等発生時には連絡網を整え、組織的に対応できるよう準備している。防災関係文書として「避難確保計画作成報告書」や「子どものバス送迎・安全徹底プラン」などを作成し、職員の役割や責任を明確にしている。	a	●	イ 遵守すべき関係法令について習熟するための研修に参加し、かつ園内での学習会を開催し、職員の法令等の理解に努めている。
		●	ウ 環境への配慮等を含む幅広い分野について、遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
		●	エ 有事(災害、事故等)の園長の役割と責任について、不在時の代行者やその分掌を明確にしている。

### II-3 人事管理

II-3-(1) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者 評価結果	● ✖	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
4 ① 職員の就業状況や意向を反映し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	●	ア 職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理を適切に行っている。
【判断した理由・特記事項等】 園長は、常勤職員7名・非常勤職員22名の労務管理を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮している。人数が少ないことで、常勤職員への負担感が重いことは課題である。職員面談を年3回実施している(最初は代表保育士と面談、最後は園長との面談)。また、本課には「職員支援室」がありメンタル・ヘルスの相談を受けている。園は、全職員へ「ストレスチェック」を行い、面談以外でも相談や声掛けが出来る環境づくりを図っている。保育業務システムを導入しており、園児の出欠管理や保育記録など日々の管理業務軽減に努めている。	a	●	イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
		●	ウ 時間外勤務をする場合は、本市のルールに基づいて行われている。
		●	エ 定期的に園長と職員の個別面談の機会を設け、職員の悩み・相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすい工夫をしている。
		●	オ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容が職員に周知されている。

## II-4 人材育成

II-4-(1) 職員の質の向上に向けた体制が作られている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
5	① 職員一人一人に学習・研修の機会が計画的に確保されている。	a	●	ア 職員一人一人が自身の専門性を高めるための目標をもち、計画的に研修を受講できるよう、コミュニケーションの下、勤務体制や人員配置を工夫している。
【判断した理由・特記事項等】 本課が作成した詳細な研修計画が策定されている。「新任研修」「対象別研修」「内容別研修」「保育研究会公開保育」など各種研修の機会があり、職員は経験に応じた個別研修に参加している。園長は研修の機会を平等に取れるよう配慮している。			●	イ 大津市研修計画や外部研修の機会を利用し、階層別・職種別・テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に適した研修機会を確保している。
			●	ウ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTを適宜行っている。
			●	エ 研修で得た知識や技術を他の職員と共有する場を設け、保育所全体の保育実践の質や専門性の向上につなげていくよう努めている。
			●	オ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を奨励している。
II-4-(2) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		自己 評価結果	● x	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
6	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	●	ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、実行している。
【判断した理由・特記事項等】 園として「保育実習の手引き」を整え実習生を受け入れている。実習生への説明・指導は園長と代表保育士が対応し、実際の保育現場では受入れクラスの担任保育士が丁寧に指導している。			●	イ 実習生が園児と関わる際の指導の手順や安全管理について、職員間で共通理解している。
			●	ウ 実習生を指導する職員に対する指導・支援体制を構築している。
			●	エ 実習生の受け入れ状況について、事前に保護者へ情報提供している。
			●	オ 実習については、学校側と連携して実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持している。

## II-5 保育運営の透明性の確保

II-5-(1) 保育運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
7	① 保育運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	●	ア ホームページ等の活用により、園の保育理念や基本方針、保育の取組内容等を適切に公開している。
【判断した理由・特記事項等】 園は、ホームページだけでなく地域向けの「小窓」や「アイアイだより」など広報文書で情報公開に努めている。また、「協力者会議」や「伊香立学校園教育研究会」等に参加し園の活動を報告することで開かれた園づくりに取り組んでいる。年度当初に計画した地域サロンや老人会との交流などは、感染対策をして実施している。			●	イ 保育所における、地域の福祉向上のための取組の実施状況をはじめ、自己評価結果及び第三者評価の受審結果、並びに苦情・相談の体制及び内容について、適切に公表している。
			●	ウ 自己評価や第三者評価、苦情・相談等による課題や指導、指摘事項に基づく改善・対応の状況について公表している。
			●	エ 園の保育理念や基本方針、保育の取組内容、園の課題等について、協力者会議等機会を活用し、社会・地域に対して保育所の存在意義や役割を明示・説明するよう努めている。
			●	オ すべての子どもの健やかな育ちの実現を目的に、地域回覧や行事への参加呼びかけ等、地域の子育て家庭へも公開・情報提供し、地域に開かれた園づくりを行っている。
8	② 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組が行われている。	a	●	ア 保育所における事務に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員と認識共有している。
【判断した理由・特記事項等】 園における職務分掌は明確にされている。定期的な監査や協力者会議、第三者評価の受審など、外部のチェックを受けている。懸案事項に関してもは、本課と連携を取りながら、迅速に対応ができています。			●	イ 保育所における事務について自主監査を実施するなど、公正な運営に努めている。
			●	ウ 定期監査等内部監査の結果や統括課による指導や指摘事項に基づいて、迅速に改善・対応を行っている。
			●	エ 適正な保育運営のために、外部監査、協力者会議、第三者評価の活用等により、保育運営に関する外部の専門家によるチェックを行っている。
			●	オ 懸案事項について早期発見し、上司及び統括課へ報告・相談を行い、適切な初期対応で未然防止に努めている。

## II-6 地域との交流・連携

II-6-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
9	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	●	ア 地域との関わり方について基本姿勢を明確にし、地域の行事や活動に参加する際、子どもの個別状況に配慮しつつ、職員が支援を行う体制を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 子どもと地域との交流を図る園運営ができています。近隣の保育園・小学校・中学校との連携も出来ており、市の事業である「学校夢づくりプロジェクト」にも参加している。老人ホームへの訪問は年2回実施しているが、コロナ対応のため直接声掛けすることは控えた。5歳児は地域の協力を得て、地域の文化に触れ交流も行っている。また、地域の老人会と一緒に茶摘みやふれあいサロン、芸術鑑賞会などを通じて子どもたちの社会性を育てている。			●	イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板等の利用により保護者に情報を提供している。
			●	ウ 園の保育の取組や子ども理解への促進のため、地域の人々と園児が交流する機会を設けるなど、計画的に取組を行っている。
			●	エ 個々の子どもや保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
10	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	x	ア ボランティアの受入れに関する基本姿勢を明確にし、ボランティアに対して、子どもとの交流を図る視点等について、丁寧な説明や支援を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 毎月1回開催の「絵本の読みきかせ」のボランティアを受入れ、園児も楽しみにしている。また、中学生の職場体験も受入れている。ただし、ボランティア受入れマニュアルの作成を期待します。			●	イ 地域の学校教育等への協力・協働体制について、基本姿勢を明確にして行っている。
			x	ウ ボランティアの受入れに際し、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する事項が確立しており、職員間で共有理解を図っている。(※個人情報保護、人権擁護、関わり方の視点等)
			●	エ ボランティアの受入れ状況について、事前に保護者へ情報提供を行っている。

II-6-(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者 評価結果	● x	●	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
11 ① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	●	ア	関係機関・団体と定期的な連携且つ必要に応じて連絡会を行い、問題・課題の共有を図っている。
【判断した理由・特記事項等】 地域の社会資源をリスト化し、職員間で情報共有している。支援が必要なケースは、「やまびこ支援センター」や「堅田すこやか相談所」、巡回指導、発達相談員などとの連携を図っている。虐待が疑われるケースがあれば、「子ども家庭相談室」や「要保護児童対策地域協議会」などの関係機関と連携が取れている。		●	イ	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもとその保護者が必要とする支援ニーズに対応できる社会資源(すこやか相談所・医療機関・消防署・地域交番等)を明示したリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化が図られている。
			ウ	子どもとその保護者のアフターケア等を含め必要に応じて適当な関係者に協力を仰ぎ、地域での支援のネットワーク化に取り組んでいる。
			エ	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、子ども家庭相談室やすこやか相談所、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を図っている。

### III 適切な保育の実施

#### III-1 子どもの人権を尊重した保育の推進

III-1-(1) 子どもの人権を尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果	● x	●	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)	
12 ① 子どもの人権を尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	●	ア	子どもの人権を尊重した保育に関する基本姿勢について、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。	
【判断した理由・特記事項等】 園内での人権学習会を年3回開催する目標で取組み、職員の理解を促している。また、保育会議において子どもの権利について定期的に現状把握や評価を行っている。行事後の保護者アンケートを適宜実施し、結果を分析・検討することで、職員の保育への取り組みや保護者等への対応に活かされている。年間で複数回、外部の人権研修や虐待予防研修等へ職員を派遣している。園の子どもの人権に対する保育方針や考えを、保護者へ伝え理解を得るまでには至っていない。		●	イ	子どもの人権を尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」について、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
			ウ	子どもの権利や基本的人権への配慮について、組織で学習会・研修を実施している。	
			エ	子どもの権利や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を行っている。	
			オ	子どもたちに互いを尊重し合える心を育むための具体的な取組を行っている。	
			カ	ジェンダー(社会的・文化的性差)への先入観(性別役割分担意識)による固定的な対応をしないように配慮している。	
			x	キ	子どもの人権、文化の違い、互いを尊重する心について、その保育方針等を保護者に示すとともに、保護者の理解を図る取組を行っている。
13 ② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	x	ア	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等に基づき、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。	
【判断した理由・特記事項等】 子どものプライバシー保護については、大津市のマニュアルや規定が整備されている。子どものプライバシー保護や権利擁護に関する園独自のマニュアルを作成し、職員へ研修などで周知徹底することを望みます。		●	イ	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等に基づき、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。	
			x	ウ	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、児童福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
			●	エ	一人一人の子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
			●	オ	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。
			●	カ	不適切な事案が発生した場合の対応方法等について確立し、職員に周知している。

#### III-2 保育に係る説明責任

III-2-(1) 保育の提供に関する説明と同意が適切に行われている。	第三者 評価結果	● x	●	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)	
14 ① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	●	ア	保育の理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、必要に応じて提供できるよう準備している。	
【判断した理由・特記事項等】 園の見学は随時受け入れており、園見学の際は、一人ずつ説明を行い丁寧に見学に応じている。		●	イ	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
			ウ	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
			エ	見学等の希望に対応している。	
			オ	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
			●	ア	保育の開始にあたって、重要事項説明書を用いて保護者にわかりやすく説明している。
15 ② 保育の開始・内容の変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	●	イ	保育の内容に変更が生じる際は、説明と同意にあたって、保護者等の意向に配慮し、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
【判断した理由・特記事項等】 保育開始時には「入園のしおり」や「重要事項説明書」等を用い、保護者へ丁寧に説明している。また、必要時には保護者へ一斉配信メールにより連絡を行っている。配慮が必要な保護者への説明に関した一定のルールづくりを期待します。		●	ウ	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
			●	エ	保育の開始時や内容に変更が生じる際には、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。
			x	オ	特に配慮が必要な保護者への説明については、ルール化され、適正な説明、運用が図られている。

16	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	●	ア	保育所等の変更にあたり、保護者の希望により、保育の継続性に配慮した手順で、引継ぎ文書等で申し送りや連携を実施している。
【判断した理由・特記事項等】 保護者の希望により、卒園後も相談できるよう相談支援に取り組んでいる。保護者に対して卒園後も相談を受ける仕組みや担当者などを記載した文書を渡すまでには至っていない。			●	イ	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設け、対応している。
			●	ウ	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

### Ⅲ-3 子ども・保護者の利用者満足

Ⅲ-3-(1) 子ども・保護者の利用者満足の向上に努めている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
17	① 子ども・保護者の利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	●	ア	日々の保育のなかで、子どもの生活と遊びが充実しているか、把握するように努めている。
【判断した理由・特記事項等】 年1回、保護者との個別面談を行っている。日常的な情報交換は連絡ノートでやり取りしている。運動会や音楽会など行事の後には、保護者アンケートを行い、結果を分析・検討することで、保護者の意見や意向を把握して保育の改善に繋げている。			●	イ	一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っている。
			●	ウ	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
			●	エ	保護者への個別の相談面接や日々の聴き取り、保護者懇談会、保育の取組内容や職員への対応等に関するアンケート等、適宜行っている。
			●	オ	保護者アンケートについて、把握した結果を分析・検討するための会議を開催し、その結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
Ⅲ-3-(2) 保護者が要望・意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
18	① 保護者が要望・意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	●	ア	子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
【判断した理由・特記事項等】 定期的にクラス懇談会を開催して、保護者の要望や意見を聞き取っている。必要時は都度個別の懇談も行っている。相談しやすいスペースとして保健室を活用して、プライバシーに配慮している。			●	イ	保護者が要望したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選ぶことをわかりやすく説明した文書を作成し、見えやすい場所に掲示している。
			●	ウ	要望しやすく、意見を述べやすいスペースの確保・声漏れへの配慮等、環境に配慮している。
			●	エ	保護者の就労等、個々の事情に配慮して、要望・意見の申出に柔軟に応じられるよう対応している。
19	② 保護者からの要望・意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	●	ア	要望や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた本市の苦情対応マニュアルに基づき、適切に対応している。
【判断した理由・特記事項等】 園の玄関先にアンケートボックスを設置し保護者の要望等を聞き取っている。また、行事ごとに保護者アンケートも実施しており、頂いた苦情や意見の対応内容を検討し改善につなげている。市としての苦情対応マニュアルも整備されている。			●	イ	職員は、日々の保育の提供において、保護者が要望を出しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
			●	ウ	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
			●	エ	職員は、把握した要望や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
			●	オ	要望・意見等の対応内容に基づき、保育の質の向上に向けた取組を行っている。
20	③ 苦情解決の仕組みが確立しており、十分に周知・機能している。	a	●	ア	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 園は、保護者との個別懇談会を行い保護者の意見や苦情を聞く機会を設けている。送迎時にはどの保護者へも直接クラス担任に相談しやすい雰囲気を作るよう心掛けている。クラス担任が聞き取った苦情や意見等は、苦情内容を園長・代表保育士・担任保育士で検討し、迅速な対応に努めている。			●	イ	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
			●	ウ	意見箱の設置やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が意見・苦情を表明しやすい工夫を行っている。
			●	エ	苦情内容については、受付簿及び解決を図った記録を適切に保管している。
			●	オ	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
			●	カ	苦情内容及び解決結果等は、苦情を表明した保護者等に配慮したうえで、公表している。
			●	キ	苦情相談内容に基づき、保育の質の向上に関わる取組を行っている。

### Ⅲ-4 安心・安全な保育の提供

Ⅲ-4-(1) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
21	① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	●	ア 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順、対応策を示した危機管理マニュアルを職員が理解し、それに基づき実践している。
【判断した理由・特記事項等】 園は「危機管理マニュアル」に基づき月2回の安全点検や、毎月1回開催の「健康安全委員会」において事故対応やヒヤリハットの情報を共有し、事故要因を分析・検討することで、再発防止に繋がっています。また、検討結果は会議で全職員へ周知し共有しています。			●	イ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集を積極的に行い、収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組を行っている。
			●	ウ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
			●	エ 事故防止策等の安全確保の実施状況や実効性について、月2回安全点検日を設け、評価・見直しを行っている。
22	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	●	ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制を整備している。
【判断した理由・特記事項等】 感染症予防に関しては、「保育園における感染症対策ガイドライン」に則り適切に対応しています。保健担当職員作成の毎月の「ほげんだより」や「健康安全委員会だより」、掲示板などを活用し保健安全面(健康)についてのお知らせなどを保護者へ周知している。			●	イ 感染症の予防と発生時の対応マニュアルを職員が理解し、感染症が発生した場合には、適切に対応している。
			●	ウ 担当者等を中心として、感染症の予防や安全確保に関する学習会を適時開催している。
			●	エ 対応マニュアル等に変更が必要な場合は、迅速に統括課担当者へ連絡している。
			●	オ 感染症の予防策を適切に講じている。
			●	カ 感染症流行時には、保護者への情報提供が適切になされている。
23	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	●	ア 決められている災害時の対応体制に従い、非常時に行動できるよう、適時訓練している。
【判断した理由・特記事項等】 月1回の避難訓練では、様々な危険や災害を想定して年間計画を作成しており、事前予告なしの訓練も実施している。園の建つ場所が土砂災害の可能性があるため、緊急時の対応について地域住民(自治会やふれあいセンターなど)との合同避難訓練を実施し、いつでも連携がとれる体制づくりが必要です。発災時には保護者への引き渡しカードが準備されている。警察とのホットラインや消防署との通報訓練も行っている。			●	イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類への対策や、保育を継続するために必要な対策を講じられるよう、適時イメージトレーニングを行っている。(避難訓練の実施)
			●	ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を明確にし、すべての職員が周知している。
			●	エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
			●	オ 防災計画等を整備し、地元の消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制を整え、訓練を実施している。

### Ⅲ-5 子育て支援

Ⅲ-5-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
24	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	●	ア 連絡帳等により家庭と日常的に情報交換を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 園と保護者は日々の連絡ノートやおたより、送迎時の職員との情報交換等で子どもの様子や保育内容の説明を受けている。日常的に連携が取れている。玄関や廊下には、各種お知らせポスターや園だよりなどが張り出され、必要な情報が把握できるよう工夫されている。			●	イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
			●	ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるようにしている。
			●	エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
Ⅲ-5-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
25	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	●	ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 保護者は送迎時の職員とのやり取りや、連絡ノートなどでコミュニケーションが取れている。保護者の事情に配慮し、2人で相談を受けるなど相談しやすい環境づくりに努めている。相談の内容は児童票に記録され、職員間で共有できている。今回の第三者評価保護者アンケートの中には、園の立地場所への自然災害時の不安や、不審者に関するセキュリティへの不安を感じるコメントが複数あり、現状できる限りの保護者への説明が必要です。			●	イ 保護者が相談する際に、安心して相談できる相手を自由に選べ、個人情報の保護を含め落ち着いた話せる環境に配慮し、相談に応じられる場所・人の体制に努めている。
			●	ウ 保護者の就労等個々の事情に配慮して、相談日程や時間帯など保護者の希望に応じられるよう配慮している。
			●	エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
			●	オ 相談の内容を適切に記録している。
			●	カ 相談を受けた保育者等が適切に対応できるよう、必要に応じて助言や支援が受けられる体制を構築している。
26	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止に努めている。	a	●	ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
【判断した理由・特記事項等】 園長や職員は園児との関わりの中で、細かな観察を行い虐待や不適切な保育の早期発見に努めている。子どもの権利擁護に関する研修や、「虐待対応マニュアル」に基づく職員研修も行われている。必要時は速やかに「子ども家庭相談室」や関係機関と連絡を取り合っている。			●	イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議し、対策をとっている。
			●	ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面への支援を行っている。
			●	エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
			●	オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
			●	カ 虐待等権利侵害を発生した場合の対応等についてマニュアルを整備するとともに、マニュアルに基づく職員研修を実施している。

## IV 保育の質の確保

### IV-1 保育の質の確保

IV-1-(1) 提供する保育の標準的な実施方法が明文化され、周知している。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
27	① 保育について標準的な実施方法が重要事項説明書に文書化され保育が提供されている。	a	●	ア 保育について標準的な実施方法が適切に重要事項説明書に文書化されている。
保育の標準的な実施方法は、「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されている。「入園のしおり」には本課からの伝達事項である食物アレルギーに関する給食の対応事項や伊香立保育園の「保育・教育目標」「望ましい人間像」なども掲載している。			●	イ 保育の標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明示してある。
			●	ウ 保育の実施方法について、会議や個別指導等によって職員に周知徹底している。
28	② 保育の標準的な実施方法について、見直す仕組みが確立している。	a	●	ア 実施されている保育内容が、画一的なものとならないよう、検証・見直しを定期的の実施し、常に一定の水準・内容を実現している。
【判断した理由・特記事項等】 毎月開催する「ねらい会議」において、他クラスの保育方法等を共有し検討・見直しを行うことで、保育の質の向上に取り組んでいる。また、その内容を職員に周知し指導計画に反映している。			●	イ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案に基づき、子どもに経験させたい保育内容の変化や時代の保育情勢を踏まえ、保育の質の向上を図る仕組みとなっている。
			●	ウ 検証・見直したことが職員の共通認識のもとに指導計画に反映されている。
IV-1-(2) 適切な保育の振り返りと反省・考察により保育の指導計画が策定されている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
29	① 保育の振り返りと反省・考察に基づき、指導計画を適切に策定している。	a	●	ア 指導計画策定の責任者と指導者を明確にしている。
【判断した理由・特記事項等】 保育のアセスメントは適切に行われている。クラスごとに保育の実施状況や子どもの様子を確認しながら、より良い計画となるよう随時変更等を行っている。「月・週指導計画」にはアセスメント結果が詳細に書かれており、日々の保育に基づいた指導計画が立てられている。毎月開催の「ねらい会議」や「保育会議」等でも話し合いを行い、個別指導計画の評価・見直しが行われている。個別指導計画は市が一元的に管理する保育業務システムのデータ内に記録されている。必要に応じて関係機関と連携を図り、個別対応することで適切な保育を提供している。			●	イ アセスメント(保育の振り返り・考察・分析・評価)の手法が確立され、適切に実施している。
			●	ウ ささまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。(保育研究・保育公開・拡大園内研修等)
			●	エ 全体的な計画に基づき、指導計画を策定している。
			●	オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示している。
			●	カ 保育の計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議(起案・稟議制)、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
			●	キ 指導計画に基づく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
			●	ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的且つ適切な保育の提供を行っている。
30	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	●	ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
【判断した理由・特記事項等】 指導計画の見直しは「ねらい会議」において課題を抽出し検討を重ねている。緊急的に変更する場合や、保護者の意向確認の手順等も整っている。			●	イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
			●	ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
			●	エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
IV-1-(3) 保育士の自己評価		第三者 評価結果	●	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
31	① 保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	●	ア 保育士は、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返りを行っている。
【判断した理由・特記事項等】 保育士は毎年行う「保育士自己評価表」や前期・後期に行う保育の振り返りを通じて、保育園の年間保育テーマに基づき保育実践をしている。全職員の共通理解のもと指導計画の評価や園内研修から、実践の改善や保育の向上に努めている。また、園児一人ひとりの姿や状況、成長過程に応じた豊かな保育実践を行っている。			●	イ 保育実践の振り返りにあたって、子どもの姿や活動の結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に留意している。
			●	ウ 保育士個人または多様な保育士集団で、保育実践の振り返りを適宜行っている。
			●	エ 保育実践の振り返りが、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
			●	オ 年に一度、「保育士自己評価表」を用いて評価を行い、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
			●	カ 「保育士自己評価結果」を、保育所全体の保育実践の評価につなげている。
IV-1-(4) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	● x	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
32	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	●	ア 組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を計画的に実施している。
【判断した理由・特記事項等】 園は各種職員会議において、保育の質の向上に向けた検討や評価を継続的に行っている。毎年大津市立保育園の中から複数園を選び、外部評価機関による第三者評価を受審している。また各保育園では毎年保育士自己評価を実施して、その評価結果を分析・検討している。			●	イ 保育の内容について組織的に評価を行う体制を整備している。
			●	ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上保育所自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。
			●	エ 評価結果を分析・検討する場を組織として位置づけ、実行している。

33	② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的に改善に向け取り組んでいる。	a	●	ア	評価結果を分析した結果やそれに基づく課題を文書化している。
【判断した理由・特記事項等】 評価結果を分析することで課題を明確にし、職員間で話し合い改善策を策定、迅速に改善に向け取り組んでいる。また、改善の結果を見直し、次の改善計画へ繋げている。			●	イ	職員間で課題の共有化が図られている。
			●	ウ	評価結果から明確となった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
			●	エ	評価結果に基づく改善の取組を計画的に行っている。
			●	オ	改善策や改善の実施状況について再評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## IV-2 保育実施記録

IV-2-(1) 保育実施の記録が適切に行われている。		第三者 評価結果	●	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
34	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	●	ア	子どもの発達状況や生活状況等を、天津市立保育園で定められた統一した様式によって把握し記録している。
【判断した理由・特記事項等】 天津市立保育園全体で保育業務システムを導入し、園児一人ひとりの発達状況や生活状況を入力している。毎月開催する「ねらい会議」や「保育会議」などで、記録内容や書き方に差が生じないように話し合い、必要な情報をもれなく記録して全職員で情報共有を図っている。			●	イ	個別の指導計画等に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
			●	ウ	諸帳簿の記入に関するマニュアルに基づき、職員への指導等を行い、記録する職員によって記録内容や書き方に差異が生じないようにしている。
			●	エ	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報を的確に届ける仕組みが整備されている。
			●	オ	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組を行っている。
35	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	●	ア	個人情報保護条例に基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して適切に対応している。
【判断した理由・特記事項等】 子どもの記録については、市の「個人情報保護条例」や「危機管理マニュアル」に基づき、適切に保管・保存・管理している。職員は外部研修や園内研修を通じて「個人情報保護条例」や「天津市の個人情報保護制度について」の研修を受講し、理解することで適切に対応している。保育業務システムを導入したことで、園児の個人情報は市により一元的に管理されている。			●	イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されており、遵守している。
			●	ウ	記録管理の責任者を設置し、適切に対応している。
			●	エ	記録の管理について、職員に対し個人情報保護条例の趣旨理解を図る教育や研修を行い、職員は、個人情報保護条例を理解し、遵守している。
			●	オ	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明し、利用する場合は事前に承諾を得ている。

## V 地域貢献

### V-1 地域の福祉向上のための取組

V-1-(1) 保育所が有する機能を地域に還元している。		第三者 評価結果	●	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
36	① 「子育てステーション事業」を実施し、地域の子育て家庭のニーズ把握と必要な支援に努めている。	a	●	ア	保育所のスペースを活用し、地域の乳幼児親子にとって安心・安全な遊び場や交流の場となる環境を提供している。
【判断した理由・特記事項等】 「子育てステーション事業」を実施し、地域の未就園児が集う「アイアイひろば」を6回、「アイッコサロン」を5回開催したが、今年度はコロナ感染予防のため毎回人数制限(5組限定)しなくてはならなかった。また、園庭開放や子育て講座を実施している。広報「ゆめっこ」や毎月の「ぼかぼかだより」発刊により地域へ活動内容を伝えている。「子育てステーション事業」や園庭開放などの際に、参加者からの相談を受ける機会を設けている。			●	イ	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域の子育て家庭へ参加を呼びかけている。
			●	ウ	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業や、地域ニーズに応じて、地域の子育て家庭が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
			●	エ	実施する事業内容やスケジュール、遊び場情報等について、地域ネットワークを活用して子育て家庭への周知に努めている。
V-1-(2) 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動を行っている。		第三者 評価結果	●	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
37	① 民生委員・児童委員と協働して「全戸訪問事業」に取組み、虐待の未然防止に努めている。	a	●	ア	保育士としての専門性を活かし、初めての子育てに悩む母親が抱える育児不安や負担感をキャッチし、継続的に相談に応じるなど、虐待の未然防止に努めている。
【判断した理由・特記事項等】 地域の民生委員児童委員と連携し全戸訪問を行っている。子育てに悩む母親への助言や地域の子育てに役立つ施設等の子育て支援情報を提供している。			●	イ	民生委員・児童委員等と連携し、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、支援活動を行っている。
			●	ウ	地域の子育て家庭に対し、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ情報やつどいの広場等遊び場情報などの提供に努めている。
38	② 災害発生時には、福祉避難所として、地域住民の福祉のために貢献する体制を構築している。	a	●	ア	職員は、災害時の危険回避行動や避難行動が適切にとれるよう、必要な知識や技術を習得している。
【判断した理由・特記事項等】 災害対策に関しては、常時「ふれあいセンター」や「児童館」と連絡を取り合える体制を整えている。園は現在、福祉避難所としては認定されていないため38-イ・ウの評価項目は【非該当】とした。			●	イ	※【この項目は非該当】 災害時の地域における福祉避難所としての役割・使命等について職員間で確認がなされている。
			●	ウ	※【この項目は非該当】 保育所が福祉避難所となった環境下で保育を継続するための対応について職員間で話し合い、対策が講じられている。

## 【内容評価基準】

### A 保育内容 A-1全体的な計画

A-1-(1)全体的な計画が編成されている。		第三者 評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
39	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の成長発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	●	ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。
【判断した理由・特記事項等】 「大津市の基準となる全体的な計画」に基づいた園の全体的な計画を編成している。全体的な計画は、園の年間保育テーマに基づき職員の共通理解を図り、指導計画や園内研修に活かしている。全体的な計画については、職員の意見を取り入れ定期的に評価することで、次年度の保育に反映されている。			●	イ 全体的な計画は、「大津市の基準となる全体的な計画」に基づいて編成している。
			●	ウ 全体的な計画は、子どもの実態や家庭の状況、保護者の意向等を考慮して編成している。
			●	エ 全体的な計画は、子どもの発達過程を考慮して編成している。
			●	オ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。
			●	カ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

### A-2 環境を通して行う保育

A-2-(1)環境を通して行う養護と教育が一体的に展開している。		第三者 評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
40	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	●	ア 室温、湿度、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮している。
【判断した理由・特記事項等】 子どもが安心・安全に過ごせる環境として、園舎の室温や換気、採光、音量などを適宜確認・配慮している。また、子どもが落ち着ける場所をつくっている。玩具などの消毒は次亜塩素酸水で毎日消毒作業を行い、感染予防に取り組んでいる。3歳児と4歳児は、子ども一人ひとりの発達過程に配慮し、同じ部屋で食事や睡眠時間を確保している。園舎自体は古いですが、職員は様々な工夫を重ねることで、子どもたちへ安心できる環境整備に取り組んでいる。			●	イ 保育所内外の設備・用具や寝具を衛生的に管理している。
			●	ウ 家具や遊具の素材・配置等に工夫をしている。
			●	エ 一人一人の子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
			●	オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が一人一人の子どもの発達に考慮して確保されている。
			●	カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫をしている。
41	② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	●	ア 子どもの発達状況や家庭環境から生じる個人差を十分に把握し、発達過程も踏まえ、一人一人の子どもを尊重して保育を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 子どもの発達状況や家庭環境などに配慮しながら一人一人の子どもの状態に合わせた関りに努めている。言葉が出にくい子どもには、気持ちを汲み取り無理強いないよう対応している。支援が必要な子どもや乳児には、本人の思いや欲求を受けとめ安心して気持ちを表せるよう、小規模保育ならではの細やかな配慮ある保育を実践している。子どもには「さん」付けを基本としているが、親しみを込めて「君」や「ちゃん」付けすることもある。「走らない」「歩きましょう」と肯定的な言葉に言い換え、急かしたり制止する言葉を使わないよう配慮している。			●	イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
			●	ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとっている。
			●	エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
			●	オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
			●	カ せかさ言葉や制止させる言葉を不用意に用いていない。
42	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	●	ア 生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、一人一人の子どもの発達状態に留意し、援助を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 園での歯磨きは現在コロナ感染予防のため中止しているが、基本的な生活習慣が身につくよう年齢に縛られない保育を行っている。			●	イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、一人一人の子どもの主体性を尊重し、強制することなく、子どもが自分でやろうとする気持ちを援助している。
			●	ウ 一人一人の子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
			●	エ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。
43	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	●	ア 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 今年度の保育テーマである「ときめいて好きをいっぱいみつつけよう～心も体もしなやかに～」に則って、自然豊かな園庭でも室内でも自分の気持ちを伝え「すき」をいっぱい増やすことで、自主性を育む保育に取り組んでいる。1歳児～2歳児は「自分で」という気持ちを大切にしたい保育をしている。また、異年齢の園児同士の関りを通じて関係性や人間性を身につけ、ともに学びあえる保育環境を整えている。地域住民と交流する機会は多く、散歩中の声掛け、ドングリやもみの木などを持参いただくなど、地域の方々との関係が深い保育園である。身体表現や絵画表現など多様な表現活動にも取り組んでいる。			●	イ 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
			●	ウ 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
			●	エ 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
			●	オ 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
			●	カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう発達過程を踏まえた援助をしている。
			●	キ 社会的ルールや態度が身につくよう配慮・援助している。
			●	ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
			●	ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
			●	コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。



44	⑤ 0歳児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫している。
	【判断した理由・特記事項等】 0歳児保育については、0歳児と1歳児との同じクラスでの保育だが、状況によっては1歳児とは別の空間で過ごせるよう、安心・安全な環境に配慮している。0歳児一人ひとりが興味を持つ遊びを大切にしている。保護者とは0歳児用のノートで情報交換している。また、離乳食に関する情報の提供も行っている。		●	イ	0歳児が、安心して、保育者等と愛着関係(情緒の安定)が築けるよう配慮している。
			●	ウ	子どもの表情を大切に、応答的に関わっている。
			●	エ	0歳児が、興味・関心を持つことができる生活と遊びが展開されるよう工夫を行っている。
			●	オ	0歳児の発達過程を踏まえ、自ら人やものへの関わりが豊かになるよう、保育を行っている。
			●	カ	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。
45	⑥ 1・2歳児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。
	【判断した理由・特記事項等】 1～2歳児の保育については、生活や遊びを通して自我の育ちを大事にしている。他者のものをほしがることでトラブルになれば、職員が仲裁に入っている。子ども同士のトラブルがあった時は、保護者には前後のいきさつを丁寧に伝えている。1歳児、2歳児用の連絡ノートもあり、保護者との情報交換に努めている。また、異年齢の交流を行い、遊びの幅を広げたり社会性を身につけ、子どもの自発性をのばす保育を進めている。		●	イ	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
			●	ウ	保育者は、子どもが安心して自発的に活動できるように関わっている。
			●	エ	子どもの自我の育ちを受け止め、保育者は自我の育ちに配慮し、適切な関わりをしている。
			●	オ	保育者は、子どもの姿に応じて仲立ちを行い、友だちとの関わりが楽しいものとなるようにしている。
			●	カ	様々な年齢の子どもや、保育者以外のおとなとの関わりを図っている。
		●	キ	一人一人の子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮を行っている。	
46	⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
	【判断した理由・特記事項等】 3歳児は子ども同士の信頼関係の中で遊ぶことを大事に、4歳児は友達同士の関係性を自ら考えながら共に取り組める環境を整えている。5歳児は、動物園へ行った後に、園でも動物園を作ろうと役割を持ち一緒に取り組むことができた。保護者へは壁新聞で、協力者会議でも活動内容を伝えている。		●	イ	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
			●	ウ	5歳児の保育に関して、集団の中で一人一人の子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
			●	エ	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮を行っている。
A-2-(2) 発達に支援を要する子どもの保育が安心・安全に提供されている。		第三者評価結果	●	x	評価の着眼点(該当する場合は口にチェック)
47	① 発達に支援を要する子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	建物や設備、安全対策等、個別にも配慮した環境を整備し、誰もが安全に過ごせるようにしている。
	【判断した理由・特記事項等】 就学相談に職員が参加したり、保護者との個別懇談を実施したりするなどしている。また、職員は障がい児保育の研修を交代で受講して、様々な工夫を重ね保育に活かしている。必要時は巡回相談や発達相談、家庭相談員、作業療法士などとも連携を図っている。園内外の親の会を開催し、保護者同士の交流や学習の機会をもっている。		●	イ	子どもの状況に応じた保育を実施するため、また、家庭や関係機関と連携するために、個人別指導計画を作成し、クラスの指導計画とも関連づけ、適切に対応している。
			●	ウ	個人別指導計画の内容を職員間で共有し、子どもの状況や成長・発達に応じた関わりや手立て、必要な援助を行っている。
			●	エ	子ども同士の関わり合いや、共感関係、共通経験を通じて育ち合う関係性に留意し、共に成長できるように必要な援助を行っている。
			●	オ	保護者との連携を密にして、保育所での保育内容・方法に配慮している。
			●	カ	発達に支援を要する子どもの保育について、職員間や保護者との間で適宜話し合う機会を持っている。
			●	キ	職員は、発達に支援を要する子どもの保育について、研修等により必要は知識や情報を得ている。
			●	ク	発達に支援を要する子どもの保護者に対し、保護者の意向を把握し、就学に向けて必要な情報を提供したり、相談に応じたり、保護者同士が交流する場を設け、滑らかに就学へ移行するよう支援している。
			●	ケ	療育や医療機関などの専門機関から子どもの状態について、必要に応じ、相談や助言を受けている。
		●	コ	保育所のすべての保護者が、発達に支援を要する子どもの保育に理解をもち、共に育ち合う姿を実際の保育で確かめ合えるための取組を行っている。	
A-2-(3) 健康管理		第三者評価結果	●		評価の着眼点(該当する場合は口にチェック)
48	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	x	ア	子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、一人一人の子どもの心身の健康状態を把握し、異常な状態を早期に発見できるよう努めている。
	【判断した理由・特記事項等】 「保健安全委員会」において年齢別の健康指導計画を作成している。日々の健康観察以外に、AED講習や発災時の引き渡し訓練、避難訓練、園庭遊具や砂場の安全点検など、子どもたちが健康に安心して保育園で過ごせるよう取り組んでいる。乳幼児突然死症候群の危険性については職員間で周知されており、0歳児は5分おきの職員の目視に加え体感センサーを使用、1歳児は10分おきの確認を行い記録している。子どもの健康管理に関するマニュアルは確認できなかった。		●	イ	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
			●	ウ	子どもの保健に関する計画を作成している。
			●	エ	一人一人の子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
			●	オ	既往症や乳幼児健診、予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
			●	カ	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝え、子育ての中で健康管理に必要な情報も提供している。
		●	キ	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		●	ク	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	

49	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	●	ア	健康診断・歯科健診の結果を記録し、関係職員及び該当する子どもの保護者に周知している。
【判断した理由・特記事項等】 園児に発熱や発疹等の異常があれば保健担当職員に連絡して園長と共に対応している。健康診断や視力・聴力検査も行い、異常があれば保護者へ連絡している。			●	イ	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育を行っている。
			●	ウ	家庭での健康的な生活習慣に生かされるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えていく。
50	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対して医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	●	ア	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 「大津市立保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」や「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき作成した個別の献立表を、保護者と連携して作成している。食物アレルギーのある子どもには、かかりつけ医からの「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき除去食を提供している。「食育年間指導計画」をもとに、毎月「除去食会議」や「献立検討会議」を実施し、周知確認を行っている。また、除去食の子どもの食器やトレーの色を変えることで誤食を防いでいる。			●	イ	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
			●	ウ	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
			●	エ	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
			●	オ	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について、研修等により必要な知識や情報を得たり、必要な技術を習得したりして、適切に対応している。
			●	カ	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
A-2-(4) 食育の取組		第三者 評価結果	●	x	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)
51	① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a	●	ア	食に関する豊かな経験ができるよう、食育に関する計画を作成し、保育に位置づけて取組を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 「食育園芸委員会」は食育・園芸ボードを掲示し、子どもや保護者に興味をもってもらおうよう働きかけている。子どもたちが自分たちで育てた野菜を収穫し、自分たちで調理することで、食に関する経験を積めるよう関わっている。職員は陶器の食器を使い、盛り付けや切り方、保育者の関わりを工夫することで、少しでも食べられるよう保育している。「出汁の日」を設け、かつおや昆布を目の前で使うことで食に関心を持てるよう取り組んでいる。保護者には園のメニューをおたよりで伝えたり、食のアンケートを配布することで、食育に関する情報を集め保育に活かしている。			●	イ	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
			●	ウ	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
			●	エ	食器の材質や形など、子どもが食べやすいように配慮している。
			●	オ	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
			●	カ	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
			●	キ	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
			●	ク	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
52	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	●	ア	一人一人の子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理を工夫している。
【判断した理由・特記事項等】 子どもの発育状況や体調により刻んだり、食材を変えるよう工夫している。残食量は担任が記録し、調理師へ伝えることで管理している。また、調理担当職員も子どもたちの喫食状況を見るため、食事を見たり調理場面を見たりすることで交流し、子どもたちの食への希望などの情報収集に努めている。調理室は「大津市立保育園衛生管理マニュアル(クッキング保育版)」に基づいた衛生管理が行き届いている。			●	イ	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
			●	ウ	残食の調査記録や検査簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
			●	エ	季節感のある献立となるよう配慮している。
			●	オ	地域の食文化や行事食などを取り入れている。
			●	カ	調理担当が喫食の様子を見たり、子どもたちから食事について話を聞いたり、調理場面を子どもたちに見せたりするなど、子ども達と調理担当との交流機会を設けている。
			●	キ	衛生管理体制を確立し、衛生管理マニュアルに基づき、適切に衛生管理を行っている。
A-2-(5) 長時間保育が安心・安全に提供されている。		第三者 評価結果	●	x	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)
53	① 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	一日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
【判断した理由・特記事項等】 朝は合同保育を行っている。夕方は3歳児～4歳児と5歳児は別の部屋で過ごすなど環境に配慮することで、子どもたちがゆったりと過ごせるよう工夫している。また、夕方の保育士(パート)は、同じ職員が保育することで、子どもたちが安心して過ごせるよう配慮している。保護者への連絡については、必要に応じてクラス担任から情報を伝えるようにしている。			●	イ	家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境を整えている。
			●	ウ	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
			●	エ	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
			●	オ	保育時間の長い子どもに配慮したあそびの内容・環境に配慮している。
			●	カ	子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
			●	キ	担当の保育者と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

### A-3 小学校との連携

A-3-(1) 小学校との連携		第三者 評価結果	●	x	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)
54	① 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	●	ア	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育を行っている。(※アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの関係性を理解した保育の展開)
【判断した理由・特記事項等】 小学校との連携については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」や「幼小接続ハンドブック」などを参考にした保育を行っている。コロナ禍で「ゆめプロジェクト」や小学校の運動会見学は実現しなかったが、就学時健診などで子どもたちはイメージが持てたと思われる。保護者懇談会では小学校の先生からお話を聞く予定である。			●	イ	地域の小学校と連携し、子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会を設けている。
			●	ウ	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会を設けている。
			●	エ	保育者と小学校教員との意見交換や合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
			●	オ	園長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。